

(議案第1号)

## 建築基準法第43条第2項第二号に係る許可の申請について

令和7年7月

## 第1. 計画概要

1. 申請地 川口市芝樋ノ爪1丁目地内

2. 申請者 個人

3. 申請建物概要

計画用途	専用住宅
従前用途	専用住宅
構造	木造
規模	地上3階建て
高さ	9.009m
建築面積	55.12㎡
延べ面積	158.56㎡
敷地面積	134.41㎡

4. 道の状況

幅員 : 1.91～4.0m  
(私道)

当該道は、「施行日において建築物が立ち並び、市が拡幅整備等の指導方針を明確にした原則として幅員が1.8メートル以上の道」として扱っている道路である。

5. 用途地域 第二種住居地域

6. 形態規制

建蔽率	41.01% / 70%
容積率	117.97% / 160%
道路斜線	1.25勾配
隣地斜線	20+1.25勾配
北側斜線	規制なし
日影規制	(1) 4h・2.5h (平均地盤面からの高さ4m)
防火指定	準防火地域

## 第2. 根拠法令等

- 規則第10条の3の第4項第一号関係
- 規則第10条の3の第4項第二号関係 (公共用の4m以上の通路等に2m以上接する敷地)
  - 河川等の管理用の道
  - 水路敷きを道路状に整備した道
  - 国又は地方公共団体が所有している土地で道路状に整備されている道
  - 法第42条第1項第四号に掲げる事業計画の区域内の道
- 規則第10条の3の第4項第三号関係
  - 狭あい公道基準を適用する公道に2m以上接する敷地
  - 拡幅整備、維持管理の担保がある協定道路に2m以上接する敷地
  - 現況幅員が4m以上で、維持管理に担保がある道に2m以上接する敷地
  - 市が拡幅整備等の指導方針を明確にした道路状に整備した水路に2m以上接する敷地
  - 市が拡幅整備等の指導方針を明確にした道に2m以上接する敷地
  - 道路に1.5m以上接する敷地
  - その他これらに類する道

## 第3. 特定行政庁の判断

## 【交通上の判断】

当該道は、生活上支障がないように整備された状況で、交通上、安全上支障がないものと判断できる。

## 【安全上の判断】

上記内容に同じ。

## 【防火上の判断】

外壁が準耐火構造、軒裏が不燃材料のため支障がない。

## 【衛生上の判断】

排水については、申請地に隣接している通路を経由し、公共下水への接続がされていることから支障がない。

## 【建築物の条件】

最高の高さ 10m以下

外壁：準耐火構造以上 軒裏：不燃材料

工事監理者を定める

## 第4. 結果

上記により、許可相当と判断する。

## 包括同意基準による許可処分の一覧表

建築基準法第43条第2項第二号に係る許可 [対象期間 令和7年5月21日～令和7年7月15日]

## 1. 建築基準法施行規則第10条の3第4項第二号

- (ア) 河川等管理用の道  
 (イ) 水路敷きの道  
 (ウ) 国等所有の土地の道  
 (エ) 法第42条第1項第四号の区域内の道

## 2. 建築基準法施行規則第10条の3第4項第三号

## (ア) 狭あい公道

No	申請地	申請者	建物概要	認定幅員	許可受付日	消防長同意	許可日付	備考
1	大字赤山字源長寺上知地内	個人	木造2階建 専用住宅 延べ面積 87.15㎡	3.8～4.0m	R7.6.6 15	R7.6.11 107	R7.6.17 89	最高高さ10m以下 外壁：防火構造以上、軒裏：不燃材料 工事監理者を定める
2	大字赤山字源長寺上知地内	個人	木造3階建 専用住宅 延べ面積 97.29㎡	3.9～4.0m	R7.6.27 19	R7.6.30 137	R7.7.4 105	最高高さ10m以下 外壁：防火構造以上、軒裏：不燃材料 工事監理者を定める

## (イ) 協定道路

No	申請地	申請者	建物概要	現況幅員	許可受付日	消防長同意	許可日付	備考
1	大字辻字永堀地内	個人	木造2階建 専用住宅 延べ面積 100.95㎡	4.0m	R7.5.16 12	R7.6.11 110	R7.6.18 92	最高高さ10m以下 外壁：防火構造以上、軒裏：不燃材料 工事監理者を定める
2	上青木五丁目地内	㈱ホーク・ワン	木造3階建 専用住宅 延べ面積 100.67㎡	4.0m	R7.5.1 7	R7.5.8 44	R7.5.21 71	最高高さ10m以下 外壁：防火構造以上、軒裏：不燃材料 工事監理者を定める
3	中青木三丁目地内	個人	木造1階建 専用住宅 延べ面積 39.63㎡	4.0m	R7.6.18 18	R7.6.19 125	R7.6.25 99	最高高さ10m以下 外壁：防火構造以上、軒裏：不燃材料 工事監理者を定める
4	飯原町地内	個人	木造3階建 専用住宅 延べ面積 102.45㎡	4.0m	R7.5.23 14	R7.5.27 082	R7.6.4 82	最高高さ10m以下 外壁：防火構造以上、軒裏：不燃材料 工事監理者を定める

## (ウ) 私道4m

No	申請地	申請者	建物概要	現況幅員	許可受付日	消防長同意	許可日付	備考
1	芝下二丁目地内	㈱コスモホーム	木造3階建 専用住宅 延べ面積 93.95㎡	4.0m	R7.5.23 13	R7.5.27 081	R7.6.4 81	最高高さ10m以下 外壁：防火構造以上、軒裏：不燃材料 工事監理者を定める

## 川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部改正等について

### 1 手数料の一部改正について

#### (1) 改正の趣旨

令和7年3月14日付け企画財政部長通知「「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」について」により、使用料・手数料の見直しにあたって統一的な考え方が示されたことから、手数料の見直し及び改定を行うものです。

#### 「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」から抜粋

使用料・手数料の設定に当たっては、「受益者負担の原則」に基づき行政サービスの提供に必要な経費について、一定程度の費用負担を受益者に求め、その提供を受ける方と受けない方との間の負担の公平性を図る必要があります。

#### (2) 手数料改正の項目

	現行	改正後
建築計画概要書等の写し	400円	600円
建築台帳記載事項証明書	400円	600円
道路調書	400円	600円
道路の位置指定図の写し	400円	600円

#### (3) 施行期日

令和8年4月1日から施行するものです。

### 2 窓口受付時間の変更について

現在 市役所窓口 8時30分～17時15分

10月～ 市役所窓口 9時～16時30分